

# 競 技 規 則

日本 K-sports 連盟

## 第 1 章 総則

本規則は、日本 K-sports 連盟（JAKF：Japan K-sports Federation 以下「本連盟」とする）並びに本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」とする）が主催する競技会（公式競技会）と、本連盟並びに加盟団体により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

（本規則の目的）

第1条 この規則は、本連盟及び加盟団体が主催する公認競技会につき、公正公平に試合をし、審判をすることを目的とする。

### 第 1 編 試合

（競技会場）

第2条 競技会場の基準は次の各号の通りとする。

- 1 床は張り板を原則とする。
- 2 競技会場は、境界線を除き半径 1.5 メートルの円形またはそれに酷似した形とする
- 3 その他の規定は、別にこれを定める。

（K-cap）

第3条 K-cap は、本連盟が審査・公認したものとする。大きさや重量等の規格は、別にこれを定める。

（服装）

第4条 服装は、半袖・ハーフパンツを原則とする。その他規格は、別にこれを定める。

## 第 2 章 競技大会

### 第 1 節 試合事項

（試合時間）

第5条 試合時間は、1 ラウンド 1 分 30 秒を 3 ラウンド行うことを基準とし、延長の場合は 4 ラウンド以降も行うものとする。

（勝敗の決定）

第6条 勝敗の決定は、次により行う。

- 1 3 ラウンド終了時点で、有効打撃本数が多いほうが勝ちとする。
- 2 3 ラウンド終了時点で、有効打撃本数が同じ場合は、延長となる。延長となった場

合、先に有効打撃をした方が勝ちとなる。

3 団体戦の場合、終了時点でチームの合計有効打撃本数が多いチームが勝ちとなる。

4 団体戦で同点の場合、先に得点を獲得したほうを勝ちとする。

(試合の開始・終了)

第7条 試合の開始および終了は、審判長の宣告で行う。

(試合の中止・再開)

第8条 試合の中止及び再開は審判長の宣告で行う。

(試合の中止要請)

第9条 競技者及びその監督・競技役員は、事故等のために試合を継続することができなくなった時は、審判長に対し、試合の中止を要請することができる。

## 第2節 有効打撃

(有効打撃)

第10条 1 K-capの一部が、有効部分に触れたことを、有効打撃審判員が認めたら有効とする。

2 有効部分は、臍より下から膝蓋から5 cm上の部分とする。

## 第3章 禁止事項

### 第1節 禁止行為事項

(禁止物質の使用・所持)

第11条 禁止物質を使用・所持し、または禁止方法を実施すること。

(非礼な言動)

第12条 競技役員または対戦相手に対し、非礼な言動をすること。

(諸禁止事項)

第13条 競技者が、次の各号の行為をすること。

1 定められた用具以外の用具(不正用具)を使用する。

2 試合中に場外へ出る。

3 相手を不当に場外へ出す。

4 競技役員の指示に従わない。

5 不当な中止要請をする。

6 その他、この規則に反する行為をする。

(罰則)

第14条 本規則第 11 条の禁止行為をした場合は、当該競技者を負けとし、1 年以下の出場停止処分とする。

第15条 本規則第 12 条及び第 13 条の各号に違反した者は、審判長の判断により、負けとすることができる。

第16条 本規則第 14 条の処分に不服がある場合、競技会終了後 3 日以内に、競技者本人が、本連盟規律・裁定委員会に不服を申し立てることができる。

## 第 4 章 競技会の運営

第17条 本連盟が主催する競技会の競技役員は、本連盟公認競技役員によって構成され、そのうち審判長及び各主任は、上級または A 級でなければならない。

第18条 本連盟または競技会の主催（主管）団体から指名された大会総務または実行委員会は、審判長およびその他の競技役員に対して、本規則に規定されていること以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与える。

第19条 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数を置く。

審判長	1 名
副審判長	1 名
有効打撃審判主任	1 名
有効打撃審判員	2 名
機械審判主任	1 名
映像判定員	1 名
記録員	1 名
招集員	1 名
通告員	1 名
大会総務主任	1 名

但し、有効打撃審判主任・有効打撃審判員は審判長が、映像判定員は機械審判

員が、招集員・通告員・記録員は大会総務主任が、業務に支障が生じない範囲で兼務することができる。また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。

第 20 条 自動映像審判装置（以下「映像装置」という）を使用できない競技会においては、

- ・有効打撃審判補助主任 1 名
- ・有効打撃審判補助員 1 名以上

を置かなければならない。但し、有効打撃審判補助員は、有効打撃審判補助主任が兼務することができるが、審判長及び有効打撃審判主任並びに有効打撃審判員は、これを兼務することができない。

第 21 条 審判長または有効打撃審判員が使用する紅白旗（以下「紅白旗」という）を使用できない競技会においては、紅白旗を使用する役職の者は手で実施することができる。但し、その旨を事前に出場選手及び競技役員並びに実行委員会に周知しなければならない。

第 22 条 競技会で使用する競技会場と選手が使用する競技関連設備は、大会総務または実行委員会によって事前に検査され、承認されなければならない。

第 23 条 映像装置が使用される場合、競技者の視界や進路を妨害せず、施設や設備の配置を変えることなく、本連盟が制定する競技会場の指標を遮ってはならない。

第 24 条 競技役員の役割は、次の各号に定める。

## 1 審判長

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。競技規則と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。但し、規則にない事項についての最終決定を下す場合は、競技役員会議を臨時で開催すること。
- (2) 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても競技に介入することができる。競技に関する全ての抗議に裁定を下すことができる。但し、その裁定に不服がある場合、競技大会終了後 3 日以内に、本連盟規律・裁定委員会に不服を申し立てることができる。
- (3) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不適当と思われる者の交代を命ずることができ

る。

- (4) 審判長自身が監察した違反、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分の決定は審判長が行う。
- (5) 競技を公正に開始させるまで、競技者を完全に統括する。
- (6) 競技を開始するときは、競技者が完全に開始の合図を聞くことができるようにする。
- (7) 出発の合図は「はじめ」とする。

## 2 副審判長

- (1) 副審判長は、審判長が何らかの理由でその職務を遂行することができなくなった場合の代理であり、その場合審判長の持っているすべての権限を持つことができる。
- (2) 副審判長は、公認上級審判員又は、公認上級競技役員の資格を持つものでなければならない。
- (3) 副審判長は、有効打撃審判主任が兼務することができる。

## 3 機械審判主任

- (1) 映像装置その他、競技会で使用する機器の指揮監督業務を行い、その責任を負う。
- (2) 競技会においての結果の管理を行う。又、チーム対抗の大会の場合は得点の管理も行い、その責任を負う。
- (3) 審判長の承認を得れば、機械審判員の職務を追加することができる。機械審判員の職務内容は、機械審判主任の職務補佐業務である。

## 4 招集員

- (1) 競技に先立ち、競技者の点呼を行う。
- (2) 競技者に宣伝・広告の規則に違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。
- (3) 招集員の職務は、大会総務主任がこれを兼務することができる。

## 5 有効打撃審判主任

- (1) 有効打撃審判主任は、有効打撃審判員にその職を命じ、有効打撃審判を任せる。
- (2) 競技終了後、その結果を審判長に報告しなければならない。
- (3) 有効打撃審判主任は、有効打撃審判員を兼務することができる。

## 6 有効打撃審判員

- (1) 有効打撃審判員は、有効な打撃かを判断する職務である。
- (2) 競技場の対角線上に立ち、状況を把握する。
- (3) 有効かどうか判断ができないとき又は、選手等から申し出があった場合は、審判長に遅滞なく報告し、映像で判定を行うことができる。但し、映像審判を実施するかは、審判長がこれを決定する。
- (4) 映像装置がない競技会においては、有効打撃審判員及び有効打撃審判主任並びに有効打撃審判補助主任、有効打撃審判補助員と審判長が話し合い、審判長が最終判断を下す。

## 8 有効打撃審判補助主任

- (1) 有効打撃審判補助員にその職を命じ、有効打撃審判補助を任せる。
- (2) 競技終了後、その結果を報告しなければならない。
- (3) 有効打撃審判主任は、有効打撃審判補助員を兼務することができる。

## 9 有効打撃審判補助員

- (1) 有効打撃審判補助員は、有効な打撃かを判断する職務である。
- (2) 競技場の対角線上に立ち、状況を把握する。
- (3) 有効かどうか判断ができないとき又は、選手等から申し出があった場合は、有効打撃審判補助主任にその旨を遅滞なく報告する。

## 10 記録員

- (1) 記録主任は、コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間、競技の結果及び順位を確認し、審判長と連署する。
- (2) 記録員は競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。

## 11 通告員

- (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

## 12 大会総務主任

- (1) 大会総務主任は、大会総務を行う。
- (2) 必要に応じて、他の職務の代理を行うことができる。

## 13 競技役員の判断

- (1) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。
- (2) 競技役員の処分は、本連盟規律・裁定委員会が協議し決定する。但し、処分の結果に不服がある場合、処分決定日から3日以内に、本連盟第三者委員会に不服申し立てができる。

## 第5章 異議申し立て

第25条 何人も、競技役員の評定に対し、上訴することができる。上訴する場合の規定は、別にこれを定める。

## 第6章 旗の表示

第26条 審判に用いる旗は、赤と白の2色とする。

第27条 旗の表示の要領は、別にこれを定める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年7月20日から施行する。

付 則（2023年1月改正）

- 1 この規則は、2023年1月1日から施行する。

付 則（2023年3月改正）

- 1 この規則は、2023年3月20日から施行する。